

V おわりに

広島県地域がん登録事業の報告書を初めて上梓することになりました。このがん登録事業に係わるすべての者にとりまして記念すべき大きな第一歩であると思いますし、これまでに本登録事業に関与された方々や報告書作成にあたられた方々の多くの努力に感謝したいと思います。

広島県におけるがん登録事業は、原爆被爆者における疾病を記録し被爆者医療に役立てることを目的に広島市で開始されて以来長い歴史を持ちますが、他県との比較が可能な地域がん登録事業への参入は平成 14 年までずれ込み、未だ課題も多く見受けられます。しかし本登録事業の実施主体である広島県と、登録収集や報告書作成にあたる広島県医師会、登録された資料の解析・保管にあたる放射線影響研究所との連携が強固であり、掲げる目標に大きな違いがない限り、努力によってこれらの課題は乗り越えることが可能であろうと思います。

私たちは広島県民のがんの実態を明らかにして、がんの予防・診断・治療のあらゆる面に役立てたいと思っております。そのために本登録事業を日本一のがん登録事業に成長させたいとも願っております。この目標を達成するためには、一方で本登録事業に対する県民の理解と支援が不可欠であります。その立場から、本登録事業の解析結果を広く県民に分かりやすい形で広報することは、これからの私たちの使命の一つであると認識している次第です。本報告書を基に、県民を対象としたリーフレットの作成を予定しているのもその活動の一つです。このような取り組みは登録者の理解を進めることにもつながるでしょうし、それを背景とした登録件数の増加にも期待したいと思います。

一方、本登録事業を推進する中で、この臨床登録を正確な病理登録で確認し補完し得るシステムが確立されました。昭和 48 年以来行われてきました病理医による広島県腫瘍登録事業が本登録事業と一体化したことによる成果ですが、このシステムによってがん登録の精度の向上が期待されるところです。本報告書で報告した平成 14 年～15 年の地域がん登録数は未だ限られたもので、病理登録の成績で単に穴埋めされている面が少なくないのですが、将来、登録件数が増えてきた時点では臨床登録と病理登録の相互補完による精度の高いがん登録が達成され、本登録事業の社会的意義を一層高めることにつながるものと確信しております。

がん対策基本法の制定はがん登録事業を後押しする大きな力となっております。私たちは引き続いて広島県地域がん登録事業の質と量を高める努力を続けたいと思います。そしてそこから導かれる解析結果を、どのように広島県民のために役立てるかについて、考えて参りたいと思っています。私たちの登録事業の実情を本報告書で見ていただき、多くのご意見やご示唆をいただければ幸いです。

平成 19 年 3 月

広島県医師会常任理事 有 田 健 一